

平成29年第2回浅川町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年6月8日（木曜日）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 町長提案理由の説明
（報告第1号～第2号、承認第1号～第6号、議案第25号～第29号）
日程第 4 議員提案理由の説明
（発議第2号）
日程第 5 請願の処理

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	渡 辺 幸 雄 君	2番	金 成 英 起 君
3番	須 藤 浩 二 君	4番	緑 川 富 士 男 君
5番	江 田 文 男 君	6番	笹 島 亮 二 君
7番	水 野 秀 一 君	8番	田 中 重 忠 君
9番	上 野 信 直 君	10番	角 田 勝 君
11番	久 保 木 芳 夫 君	12番	円 谷 忠 吉 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	須 藤 一 夫 君	副 町 長	大 谷 修 治 君
教 育 長	内 田 賢 寿 君	総 務 課 長	小 針 紀 喜 君
会 計 管 理 者	八 代 敏 彦 君	建 設 水 道 課 長	江 田 豊 寿 君
税 務 課 長	菊 池 三 重 子 君	住 民 課 長	坂 本 高 志 君
保 健 福 祉 課 長	須 藤 寿 行 君	農 政 商 工 課 長	岡 部 真 君
学 校 教 育 課 長 兼 社 会 教 育 課 長	生 田 目 源 寿 君		

会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 岡 部 栄 也

主任主査 佐 川 建 治

開会 午前 9時00分

◎議長開会挨拶

○議長（円谷忠吉君） 改めまして、おはようございます。

平成29年第2回浅川町議会定例議会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ともに何かとご多忙の折、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に町長から提出された議案については、専決処分の報告及びその承認について、条例の一部改正、平成29年度各会計補正予算、人事案件等、合計22件のほか、報告事項2件となっており、このほか議員発議が1件提出されております。また、一般質問は6人で25項目となっており、会期を本日より12日までの5日間とする予定であります。

議員の皆様におかれましては、議案内容をよくご理解なされ、町民の負託に応えられますよう特にお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

◎町長招集挨拶並びに行政報告

〔町長 須藤一夫君登壇〕

○町長（須藤一夫君） おはようございます。

平成29年第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には何かとご多用中の中、全員ご出席をいただき、まことにご苦労さまでございます。

議案は、ただいま議長から申されたとおりで、繰越明許費繰り越しの報告、専決処分の報告及びその承認について、条例の改正、補正予算、人事案件でございます。慎重審議くださいますようお願いを申し上げて、開会に当たりの挨拶といたします。

引き続き行政報告を申し上げます。

小学校の統合問題につきましては、従前から議論になっており、保護者や地域の皆様方のご意見を伺っていたところでございますが、今年度の里白石小学校の入学者がいなかったことや山白石保育所の閉所、平成30年度にこども園が開園すること等々、また各学校の入学者の減少等が現実のものとなり、町民の皆様方の中にも小学校統合が話題となってまいりました。町といたしましては、このような状況を踏まえ、今後、学校関係者、保護者及び地域住民の皆様と協議をし、理解を得ながら統合に向けて進めてまいりたいと考えております。

次に、JR浅川駅の建てかえについて申し上げます。

JR東日本水戸支社より、今年中の完成に向け工事を行いたい旨の話がありました。建物全体としては今の約3分の1になりますが、待合室の部分は現在より多少小さくなる程度で、切符の販売等現状と変わらないということでございます。

以上、行政報告2件を申し上げます。

終わります。

◎開会及び開議の宣告

○議長（円谷忠吉君） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回浅川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

◎議事日程の報告

○議長（円谷忠吉君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（円谷忠吉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、

10番 角田 勝 君

11番 久保木 芳 夫 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（円谷忠吉君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

会期及び日程について事務局に朗読させます。

議会事務局長、岡部栄也君。

[議会事務局長（岡部栄也君）朗読]

○議長（円谷忠吉君） 本定例会のため、去る5月30日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、笹島亮二君。

〔議会運営委員長 笹島亮二君登壇〕

○議会運営委員長（笹島亮二君） それでは、過日行われました議会運営委員会の結果をご報告申し上げます。

平成29年第2回浅川町議会定例会に当たり、去る5月30日に開催いたしました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案される案件は、専決処分の報告及びその承認についてが6件、条例の一部改正が3件、平成29年度各会計の補正予算が2件、人事が11件、合わせて22議案であります。このほか報告が2件となっており、このほか議員発議が1件提出されております。これらを審議するため、本日6月8日から6月12日までの5日間の会期とすることになった次第であります。

日程について、本日は提案理由の説明、9日は一般質問、12日に議案の審議を行う予定であります。

次に、一般質問に当たっては、質問者が6人で25項目となっております。今までと同じように、前置き短く、明瞭かつ簡潔に行いながら、建設的立場で議論し、円滑かつ効率的な議会運営に特段のご協力を申し上げます。

以上、ご報告いたします。

○議長（円谷忠吉君） 本定例会の会期は、本日から12日までの5日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12日までの5日間に決定しました。

なお、審議の状況によっては日程の追加、繰り下げをしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、審議の状況によっては日程の追加、繰り下げをすることに決定しました。

議案については、事前に配付されておりますので、会議規則第38条に基づき朗読を省略いたします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

報告第1号 平成28年度浅川町一般会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 報告第1号、本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成28年度一般会計歳出予算の中で翌年度に繰り越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足説明をいたしたいと思います。

さきに配付の報告第1号 平成28年度浅川町一般会計繰越計算書をごらんいただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

報告第1号は、報告事項ですので審議は行いません。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 報告第2号 平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 報告第2号、本案につきましては、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、平成28年度公共下水道事業特別会計歳出予算の中で翌年度に繰り越して使用する歳出予算の経費について、同条第2項の規定により報告するものであります。

内容については、担当課長より説明をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、説明申し上げます。

平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をごらん願いたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

報告第2号は、報告事項ですので審議は行いません。

◎承認第1号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第1号 専決処分の報告及びその承認について、浅川町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第1号、本案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成29年3月31日に公布されたことに伴い、浅川町税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会に報告し、

承認を求めるものであります。

主な改正点ですが、個人町民税の控除対象配偶者に関する規定の整備。特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式の改正。肉用牛売却に関する特例の延長。固定資産税では、震災等により滅失した償却資産等に対する課税標準の特例の規定の整備。震災等により被災住宅用地の特例の常設規定の整備。軽自動車税では、軽自動車税の特例等の改正をするものであります。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それではご説明いたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第2号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度浅川町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第2号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ2,191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,026万2,000円とするため平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いをするものであります。

歳入の主なものについては、町税で2,090万円の増、地方譲与税で318万1,000円の減、地方消費税交付金で572万4,000円の増、地方交付税で1,291万1,000円の増で、いずれも実績見込みで額の確定によるものであります。

国庫支出金で905万6,000円の減は、児童手当負担金等及び臨時福祉給付金等給付事務費補助金の減が主なものであります。

県支出金で685万1,000円の減は、営農再開支援事業補助金の減が主なものでございます。諸収入で378万6,000円の増は、福島県後期高齢者医療広域連合市町村負担返還金の増が主な要因であります。

次に、歳出でございますが、金額の増減のほとんどが、事務事業の完了により額が確定したための増減でございます。

主なものについて申し上げますと、留保財源が生じたことから、総務費の総務管理費、基金費、積立金で財政調整基金積立金へ1億円の増額をするものでございます。

よろしく審議を願いたいと思います。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をしたいと思います。

さきに配付の平成28年度浅川町一般会計、特別会計補正予算書並びに予算説明書3月専決をごらんいただきたいと思います。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第3号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第3号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第3号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,188万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,661万2,000円とする予算を平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入では、いずれも実績見込みによるものでございますが、主なもので、国庫支出金が431万6,000円の増、県支出金では309万7,000円の減、共同事業交付金では1,240万1,000円の増等となっております。

次に、歳出ですが、主なもので、保険給付費を6,078万円減額、これを財源として予備費に7,681万4,000円を増額計上したところでございます。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、補足説明を申し上げます。

22ページをごらんください。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第4号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第4号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度浅川町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第4号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,710万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億501万6,000円とする予算を平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いをします。

いずれも実績見込みによるものでございますが、主なもので、歳入では、国庫支出金750万円、支払基金交付金960万円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出ですが、保険給付費で1,710万円を減額するものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第5号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第5号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度浅川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第5号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ1億5,642万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,018万1,000円とする予算を平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、ご報告を申し上げ、その承認をお願いをします。

歳入歳出それぞれに、実績見込み額により補正減額するものであります。

歳入につきましては、国庫支出金5,996万2,000円の減、一般会計からの繰入金2,101万円の減、町債では7,210万円を減し、歳出では、歳入見合いの交付金事業であることにより、事業費で1億4,796万3,000円を減額をしたところであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

内容については、担当課長より説明をいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

建設水道課長、江田豊寿君。

○建設水道課長（江田豊寿君） それでは、説明を申し上げます。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎承認第6号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 承認第6号 専決処分の報告及びその承認について、平成28年度浅川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 承認第6号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ41万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,258万2,000円とする予算を平成29年3月31日付で専決処分をいたしましたので、報告を申し上げ、その承認をお願いするものであります。

歳入については、後期高齢者医療保険料で73万6,000円を減額し、諸収入で31万8,000円を増額するものです。

次に、歳出ですが、後期高齢者医療広域連合納付金で41万8,000円を減額をいたしたところであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第25号 浅川町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第25号、本案につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により浅川町個人情報保護条例を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、特定個人情報の利用を促進する目的からの改正で、医療等分野における利用範囲の拡充や地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等となっております。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をしたいと思います。

新旧対照表34ページをお開きいただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第26号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第26号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第26号、本案につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、関係する条文を改めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明を申し上げます。

新旧対照表36ページでございます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第27号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第27号 浅川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第27号、本案は、平成29年度の国民健康保険税本算定に伴う税率の改正をお願いをするものであります。

議案第29号の国保会計補正予算第1号で提案をいたしますが、本年度必要額は1億2,258万4,000円となり、その内訳は、医療分で7,484万6,000円、後期支援金分で3,210万8,000円、介護分で1,563万円となります。

算定の基礎となる課税総額では、医療費分で9,774万9,000円、前年対比で13.1%の減、後期支援分では、後期高齢者支援金が決定したことにより保険税を決定するもので、4,346万2,000円、前年対比で22.8%の減、介護分については、介護納付金が決定したことにより保険税を決定するもので、2,037万3,000円、前年対比で16.4%の減となったところです。

以上のことを踏まえ、医療分、後期支援金分及び介護分の所得・均等・平等割額等の税率等をそれぞれ改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

なお、補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、補足説明を申し上げます。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 税務課長、菊池三重子君。

○税務課長（菊池三重子君） それでは、国民健康保険税条例のほうの改正についてご説明いたします。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第28号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第28号 平成29年度浅川町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第28号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ1,211万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,211万7,000円とするものであります。

補正の主なものについて申し上げます、提案理由といたします。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金で160万4,000円の増、寄付金で999万9,000円の増等となっております。

次に、歳出について申し上げます。

総務費で財産管理費が426万6,000円の増、企画費では1,005万円の増、民生費で国民健康保険繰出金が314万5,000円の減、商工費では観光費で212万円の増となっております。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

総務課長、小針紀喜君。

○総務課長（小針紀喜君） それでは、補足の説明をしたいと思います。

さきに配付の平成29年度浅川町一般会計特別会計補正予算書並びに予算説明書を、6月補正をごらんいただきたいと思っております。

[以下、詳細に説明する]

○議長（円谷忠吉君） 提案理由の説明は終わりました。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 議案第29号 平成29年度浅川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、須藤一夫君。

○町長（須藤一夫君） 議案第29号、本案につきましては、歳入歳出それぞれ553万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,226万4,000円とするものです。

歳出から申し上げます。

主なものですが、保険給付費に1,110万円を増額、後期高齢者支援金等については、支払基金から額が示されたことにより869万円を減額し、基金積立金999万円を増額するものであります。

次に、歳入ですが、国庫支出金3,008万1,000円を減額し、前期高齢者交付金6,117万円を増額、繰越金7,200万円の増額を見込んだところでございます。その結果、本年度国保税の総額は、過年度分も含め1億3,247万7,000円となりました。医療費動向に注意しながら、国保税の減額についてさまざまに検討してきたところでございます。

補足説明を担当課長よりいたします。

○議長（円谷忠吉君） 補足説明。

保健福祉課長、須藤寿行君。

○保健福祉課長（須藤寿行君） それでは、補足説明を申し上げます。

12ページをごらんいただきたいと思います。

〔以下、詳細に説明する〕

○議長（円谷忠吉君） これで、提案理由の説明は終わりました。

◎発議第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第4、議員提案理由の説明を行います。

発議第2号 「テロ等組織犯罪準備罪」を創設しないことを求める意見書提出についてを議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

9番、上野信直君。

○9番（上野信直君） この法案は、過去に3回国会で廃案になった共謀罪そのものであります。安倍内閣は本国会での成立を狙っていますが、成立すれば盗聴や密告、冤罪がはびこって物言えぬ社会になることが懸念をされ、世論調査でも8割の国民が政府は説明不足だと答え、6割を超える人が本国会で成立させる必要はないと回答をしています。

懸念は国内だけにとどまりません。国連から任命されている人権問題特別報告者のジョセフ氏は5月18日、安倍首相宛てにプライバシーと表現の自由への過度の制限になると懸念の書簡を送りました。安倍首相は国連の条約批准のためこの法律が必要で、これが成立しないとオリンピックが開けないとまで言いましたが、当の国連から懸念が寄せられています。

また、日本ペンクラブも所属をし、2万6,000人以上の作家やジャーナリストが参加する国際組織、国際ペンが6月5日、この法律は日本における表現の自由とプライバシーの権利を脅かすものとなると指摘をし、国

会に反対するよう強く求める声明を發表しました。

表現の自由やプライバシーの権利などの基本的人権は、人類が幾多の犠牲を払って確立した権利であります。ところが今、先進国日本で、歴史を巻き戻すような異常な法律がつくられようとしていることに世界が危惧しています。安倍内閣は常套手段となった強行採決で今国会での成立を狙っていますが、誰もが盗聴の心配をせず自由に会話ができる社会を守るために、本意見書をぜひ議決していただきますようお願いをして、説明いたします。

○議長（円谷忠吉君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（円谷忠吉君） 日程第5、請願の処理を行います。

請願第2号 農業者戸別所得補償制度の復活を求める意見書の提出を求める請願を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定によって委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（円谷忠吉君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定しました。

請願の趣旨について紹介議員の説明を求めます。

10番、角田勝君。

○10番（角田 勝君） 趣旨を説明いたします。

趣旨については、この請願の趣旨という案文にありますので、それを読んで若干補足したいというふうに思います。

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が「これでは作り続けられない」という状況が生まれています。また「安いコメ」の定着によって、生産者だけでなくコメの流通業者の経営も立ち行かない状況となっています。

こうしたなかで政府は、農地を集積し、大規模・効率化をはかろうとしていますが、この低米価では規模拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機におちいりかねません。

平成25年度までは、主要農産物（米、麦、大豆など）の生産を行った販売農業者に対して、生産に要する費用（全国平均）と販売価格（全国平均）との差額を基本に交付する「農業者戸別所得補償制度」がとられ、多くの稲作農家の再生産と農村を支えていました。

平成26年度からは「経営所得安定対策」に切り替わり、米については10aあたり7,500円の交付金へと引き下げられ、稲作農家の離農が加速し、地域がいつそう疲弊しています。しかも、この制度も平成30年産米から廃止されようとしています。

これでは、稲作経営が成り立たないばかりか、水田のもつ多面的機能も喪失し、地域経済をますます困難に

してしまうことはあきらかです。

私たちは、いまこそヨーロッパやアメリカでは当たり前となっている、経営を下支えする政策を確立することが必要だと考えます。そうした観点から、当面、生産費をつぐなう農業者戸別所得補償制度を復活させて、国民の食糧と地域経済、環境と国土を守ることを求めますという趣旨であります。

若干補足したいんですが、この中段にあります経営安定対策や戸別補償制度、これは作付を行った場合、あるいは転作をした場合、それぞれ国から交付金がありました。米については1反歩7,500円、こういう交付金、これも30年度からはもう廃止というふうな方針が自民党、公明党、政府によって打ち出されています。浅川町でも数千万円のこの交付金がなくなるわけであります。

そればかりか、農家が、米をつくって飯食えない、こういうような言葉が生まれるほど、農水省がほぼ1万6,500円程度の1俵当たりの生産費がかかると、こういうことを試算しているのにもかかわらず、現況の米価は1万2,000円内外であります。これでは、生産費をつぐなうどころか、農業が存続できない、継続できない、そういうものにつながっていつているわけであります。

でありますから、ご存じのように浅川町の新農用地設定も全耕地の約2割になりました。これは本当に、国全体としてももちろんであります。浅川町としてもゆゆしき事態であるというふうに言わなければならないと思います。多面的な機能を持つ水田、稲作、こういうものに対する戸別所得補償制度、こういうものを復活させる。新しくつくれと言っているわけではありません。もともとやっていたものを復活させる、こういう意見書の提出についてお願いしているわけであります。

以上です。

○議長（円谷忠吉君） 紹介議員の趣旨説明は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（円谷忠吉君） 以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前10時30分